

# 解体工事業登録申請等手続きのご案内

令和 7年 4月 改訂  
三重県県土整備部建設業課

## 目次

1	解体工事業とは	1
2	登録とは	1
3	登録を受けるための要件	2
4	登録申請手数料	2
5	登録申請手続き	3
6	登録を受けた後の手続き	4
7	変更の届出	6
8	その他の届出	7
9	技術管理者の基準について	8
10	行政書士による代理申請等にかかる取扱いについて	10

## 1 解体工事業とは

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」といいます。）において、建設業のうち建築物を除却するための解体工事を請け負う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいいます。（建設リサイクル法第2条第11項）

## 2 登録とは

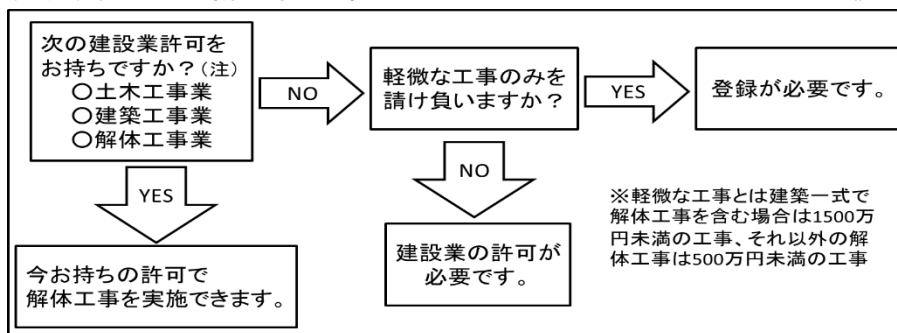
建設リサイクル法の定めにより、平成13年5月から、解体工事業を営もうとする者は、元請・下請の別にかかわらず、解体工事業を行おうとする区域を管轄する知事の登録を受けなければなりません。（建設リサイクル法第21条第1項）

（ただし、建設業法に基づく「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」\*1のいずれかの許可を受けている者は登録不要です。）

※1 平成28年5月31日までは、建設業法に基づく「土木工事業」、「建築工事業」、「とび・土工事業」のいずれかの許可を受けている者は登録不要でしたが、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日法律第55号）の公布により、平成28年6月1日以降は「とび・土工事業」の許可を受けていても、解体工事業の登録が必要になりました（「土木工事業」、「建築工事業」のいずれかの許可を受けている者は、平成28年6月1日以降であっても、従前のおり解体工事業の登録は不要です）。

（参考）建設業許可と解体工事業登録

（注）：上記記載※1



例えば、

- ・解体工事を含む建設工事を請け負った者が、解体工事部分を他の者に下請けさせる場合であっても、土木工事業、建築工事業又は、解体工事業に係る建設業許可を持たない場合は、元請負人、下請負人双方が、登録しなければなりません。
- ・登録は解体工事を施工しようとする区域を管轄する都道府県知事に行うため、三重県内と他県内で解体工事を行う場合、営業所の有無にかかわらず、三重県知事と他県知事の登録が必要になります。つまり、複数の都道府県で解体工事を行う場合には、たとえ営業所を置かない都道府県であっても、その区域を管轄する都道府県に登録しなければなりません。

登録は、建設業の許可を必要としない軽微な工事（請負金額が、建築一式工事の場合は1,500万円未満、それ以外の工事については500万円未満の工事）に該当する解体工事を請け負おうとする場合に、解体工事業を行おうとする区域内の営業所の有無にかかわらず必要となります。

（注）請負金額が500万円以上の家屋等の建築物その他の工作物の解体工事又は解体工事を含む建設工事（建築一式工事に該当する解体工事を含む建設工事にあつては請負金額が1,500万円以上）を行う方は建設業法に基づき、建設業許可が必要となります。（建設業法第3条）

なお、登録を受けずに解体工事業を営んだ場合等は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が課されることもあります。（建設リサイクル法第48条第1項）

また、登録にあたっては、技術管理者が選任されていることが必要です。（建設リサイクル法第31条）

### 3 登録を受けるための要件

- (1) 8～9ページの基準を満たす技術管理者（解体工事における施工の技術上の管理をつかさどる者で、主務省令で定める基準に適合する者）を選任していること。
- (2) 次の事項に該当していないこと。
  - ① 申請書もしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があること又は重要な事実の記載が欠けていること
  - ② 建設リサイクル法第24条第1項に規定されている欠格要件
    - ア 解体工事業の登録を取り消された日から2年を経過していない者  
（解体工事業者が法人である場合には、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者を含む。）
    - イ 都道府県知事により事業停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
    - ウ 建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
    - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - オ 解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人がアからエまで及びカに該当する者
    - カ 法人でその役員のうちにアからエまで該当する者があるもの
    - キ 暴力団員等（エに該当する者）がその事業活動を支配する者

### 4 登録申請手数料

いずれも、三重県収入証紙で納付してください。

- (1) 新規 33,000円
- (2) 更新 26,000円

※三重県収入証紙の購入は、百五銀行、三十三銀行等で可能です。詳しくは三重県出納局のホームページ (<https://www.pref.mie.lg.jp/D1SUITO/39046033383.htm>) をご覧ください。

## 5 登録申請手続き

解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければなりません。(建設リサイクル法第22条)

### 1) 解体工事業者登録申請書 【別記様式第1号】(登録の更新を申請する場合も同様です。)

**添付書類**(※疑義が生じた場合は、これらとは別に追加の資料を求めることもあります。)

- ①誓約書 ※1 【別記様式第2号】
- ②技術管理者が基準に適合することを証する書面(いずれか) ※2
  - (ア)卒業証明書等(所定学科を修めていること)
  - (イ)実務経験証明書【別記様式第3号】
  - (ウ)国家資格証(写し)
  - (エ)講習修了証(写し)
  - (オ)登録試験合格書等(「公益社団法人全国解体工事業者団体連合会」実施)(写し)
- ③登録申請者の調書 ※3 【別記様式第4号】
- ④登録申請者が法人の場合は履歴事項全部証明書 ※4  
登録申請者が個人の場合は住民票の抄本等(本籍地の記載のあるもの) ※5
- ⑤登録申請者が法人の場合はその役員等、登録申請者が未成年者である場合はその法定代理人(法人の場合は、履歴事項全部証明書及びその役員等の住民票の抄本等)の住民票の抄本等(本籍地の記載のあるもの) ※5、6
- ⑥技術管理者の住民票の抄本等 ※5、7
- ⑦委任状の原本(副本は写し)(代理人による申請の場合)(11 ページ参照)

※1) 申請者が未成年者である場合には法定代理人の併記が必要です。

※2) 詳細については、8～9 ページを参照してください。

※3) 申請者が法人である場合にあっては、法人自体の調書及び役員全員の調書(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者の他、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者を含む)が必要です。

また、申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人(法人の場合は、法人自体の調書及び役員全員の調書)の調書も必要です。

※4) 履歴事項全部証明書は、申請日の直前3ヶ月以内のものを提出してください。

変更理由を登記してから時間が経過し、その内容が表示されなくなっている等の理由で、閉鎖事項証明書が必要になる場合があります。

※5) 住民票の抄本に代わる書面として、在留カード、特別永住者証明書等の写しも可。

住民票の抄本は、

- ・申請日の直前3ヶ月以内のものを提出してください。
- ・個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを提出してください。
- ・本籍地の記載のあるものを提出してください。なお、外国籍の方は国籍の記載されたものを提出してください。

※6) 申請者が法人である場合にあっては、役員等のうち相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者の住民票の抄本等の提出は不要です。

※7) 申請者が個人の場合で技術管理者を兼ねる場合、あるいは、申請者が法人の場合でその役員等が技術管理者を兼ねる場合、④または⑤にて住民票の抄本等を提出している場合は、省略可とします。

○申請書類の提出部数 正本1部・副本1部(写し可)・・・押印は不要です。

○申請書類の提出先（登録の更新、変更の届出も同じです。）

県内に主たる営業所を有する者 → 主たる営業所の所在地を所管する県建設事務所総務課

県外に主たる営業所を有する者 → （本庁）県土整備部 建設業課 建設業班

郵送の場合、証紙は貼り付けず、同封してください。

主たる営業所の所在地	提出先	住所	電話番号
桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町	桑名建設事務所（総務課）	桑名市中央町5丁目7-1	0594-24-3661
四日市市、菟野町、朝日町、川越町	四日市建設事務所（総務課）	四日市市新正4丁目21-5	059-352-0665
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿建設事務所（総務課）	鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8680
津市	津建設事務所（総務課）	津市桜橋3丁目446-34	059-223-5200
松阪市、多気町、明和町、大台町	松阪建設事務所（総務課）	松阪市高町138	0598-50-0577
伊勢市、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町	伊勢建設事務所（総務課）	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5197
鳥羽市、志摩市	志摩建設事務所（総務課）	志摩市阿児町鶴方3098-9	0599-43-5125
伊賀市、名張市	伊賀建設事務所（総務課）	伊賀市四十九町2802	0595-24-8200
尾鷲市、紀北町	尾鷲建設事務所（総務課）	尾鷲市坂場西町1番1号	0597-23-3524
熊野市、御浜町、紀宝町	熊野建設事務所（総務課）	熊野市井戸町371	0597-89-6142
県外	県土整備部建設業課	津市広明町13番地	059-224-2660

○登録の有効期間 5年間

引き続き解体工事業を営業しようとする場合は、有効期間満了の日の30日前までに申請書類を提出しなければなりません。更新手続きを行わないまま、登録の有効期間を経過した場合、登録は効力を失います。

更新の申請書類については、新規（登録）の申請の場合と同じです。

なお、更新申請が受理されていれば、有効期間の満了後であっても通知等の処分があるまでは、従前の登録が有効です。

有効期間満了の日の3ヶ月前から更新の受付を行います。

## 6 登録を受けた後の手続き

### 1) 標識の掲示 【別記様式第7号】

建設リサイクル法第33条の規定により、営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他国土交通省令（解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「省令」という。))で定める事項を記載した次の標識（様式第7号）を掲げなければなりません。

別記様式第7号

← 35センチメートル以上 →		↑ 25 センチ メートル 以上 ↓
解体工事業者登録票		
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
登録番号	三重県知事（登一）第〇〇-〇〇号	
登録年月日	年 月 日	
技術管理者の氏名		

備考 技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

2) 帳簿の備付け 【別記様式第8号】

建設リサイクル法第34条の規定により、解体工事ごとに帳簿（別記様式8号）を作成し、請負契約に関する書類を添付しなければなりません。

これらの帳簿及び添付書類は、営業所ごとに備えるとともに、各事業年度の末日を持って閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

なお、帳簿の記載事項や添付書類の内容が、必要に応じ解体工事業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される場合は、電子計算機に備えられたファイル又は磁器ディスク、CD-ROM等に記録することで、下記の帳簿への記載や添付書類に代えることもできます。詳細については、省令第9条に規定されています。

別記様式8号

注文者の氏名または名称	
注文者の住所	郵便番号（      —    ） 電話番号（      ）                      —
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る技術管理者の氏名	

## 7 変更の届出

解体工事業者は、建設リサイクル法第22条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届出なければなりません。(建設リサイクル法第25条第1項)  
また、代理人が届出する場合は、委任状の原本(副本は写し)の提出が必要です。(11ページ参照)

**提出書類**：解体工事登録事項変更届出書(別記様式第6号)＋変更事由に該当する添付書類

**提出部数**：正本1部・副本1部(写し可) 押印は不要です。

変更事由	添付書類 (※疑義が生じた場合は、これらとは別に追加の資料を求めることもあります。)	特記事項
1) 商号、名称又は氏名及び住所の変更	・履歴事項全部証明書※1	法人の場合に限る
	・住民票の抄本等(本籍地の記載のあるもの)※2	個人の場合に限る
2) 営業所の名称及び所在地の変更	・履歴事項全部証明書※1	商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ※個人は添付不要です。
3) 法人である場合において、役員 の氏名の変更の場合(就任・退任、改姓、役職名の変更)	・履歴事項全部証明書※1 (新たに役員となる者がいる場合) ・誓約書【別記様式第2号】※退任者は不要 ・新たに役員となる者の調書【別記様式第4号】 ・新たに役員となる者の住民票の抄本等(本籍地の記載のあるもの)	
4) 未成年者である場合において、 法定代理人の氏名及び住所(法人である場合は、その商号又は名称及び住所並びにその役員 の氏名)の変更	・新たに法定代理人となった者に係る住民票の抄本等(本籍地の記載のあるもの)(法人の場合は、その履歴事項全部証明書及び、その役員の住民票の抄本等(本籍地の記載のあるもの))※1、2 ・新たに法定代理人となった者に係る誓約書【別記様式第2号】 ・新たに法定代理人となった者に係る調書【別記様式第4号】	
5) 技術管理者の変更	・技術管理者が基準に適合することを証する書面 ・技術管理者の住民票の抄本等※2	

※1) 履歴事項全部証明書は、申請日の直前3ヶ月以内のものを提出ください。

変更理由を登記してから時間が経過し、その内容が表示されなくなっている等の理由で、閉鎖事項証明書が必要になる場合があります。

※2) 住民票の抄本に代わる書面として、在留カード、特別永住者証明書等の写しも可。

住民票の抄本は、

- ・申請日の直前3ヶ月以内のものを提出ください。
- ・個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを提出してください。
- ・本籍地の記載のあるものを提出してください。なお、外国籍の方は国籍の記載されたものを提出してください。

## 8 その他の届出

### 1) 廃業等の届出

解体工事業を営む者が、次の表の届出事項に該当することとなった場合、それぞれ届出人に定める者が、その日から30日以内に知事に届け出なければなりません。(建設リサイクル法第27条第1項)

また、代理人が届出する場合は、委任状の原本(副本は写し)の提出が必要です。(11 ページ参照)

**提出書類**：三重県規則 第1号様式+届出人であることが分かる書類の写し

**提出部数**：正本1部・副本1部(写し可) 押印は不要です。

届出事項	届出人	添付書類 (※疑義が生じた場合は、これらとは別に追加の資料を求めることもあります。)
1 死亡した場合	相続人	・戸籍謄本等(相続関係が分かるもの)
2 法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員であった者	・当該役員であったことを確認できる解散登記後の閉鎖事項全部証明書
3 法人が破産により解散した場合	破産管財人	・破産管財人の証明書(裁判所証明のものに限る) ・破産管財人の印鑑証明書
4 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人	・当該法人の清算人であることを確認できる履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書 ・清算人の印鑑証明書
5 その登録に係る都道府県の区域内において解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人を代表する役員	・添付書類なし ※法人で、代表以外の役員が届出する場合は、当該法人の役員であることが分かる履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書

※ 個人事業主が法人化した場合は、廃業等届出書(個人)の提出と、新規登録(法人)が必要です。

### 2) 建設業の許可を受けた場合の通知

建設業の許可のうち、「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」のいずれかの業種の許可を受けたときは、解体工事業の登録は効力を失います。

その際、「通知書(三重県規則第3号様式)」を提出しなければなりません。

また、代理人が届出する場合は、委任状の原本(副本は写し)の提出が必要です。

※これら3業種以外の26業種(例えば、大工工事業、管工事業、電気工事業など)の建設業許可を受けた場合には、県へ通知する必要はありません。

**添付書類**：三重県規則 第3号様式+建設業許可通知書の写し

**提出部数**：正本1部・副本1部(写し可) 押印は不要です。

### 3) 解体工事業者の一覧について

県HP (<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/70061030386.htm>) において公開を行っています。

(注意事項)

この一覧は、基準日において有効な登録(新規・更新(手続中を含む))を有している業者を掲載しています。また、月に一度、更新作業を行うこととしております。そのため、実際の情報と公開されている情報との間に一部時差が生じますことをあらかじめご了承ください。



## 9 技術管理者の基準について

解体工事業を営む上で必要となる技術管理者とは、工事現場において解体工事施工の技術上の管理をつかさどる者をいい、次のいずれかの基準に該当していることが必要です。

**技術管理者の要件について**

※実務経験者…一定の実務経験がないと技術管理者にはなれません。

実務経験者	実務経験年数	解体工事業登録		参考
	学歴	通常	講習受講者	建設業許可の場合
	一定の学科を履修した大学・高专卒	2年	1年	3年
	一定の学科を履修した高校卒	4年	3年	5年
	上記以外	8年	7年	10年

※一定の学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科をいいます。  
 ※講習とは、（社）全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習をさします。



※有資格者…実務経験がなくても技術管理者になれます。（一部の資格を除きます。）

有資格者	資格・試験名	種別	資格・試験名	種別
	建設業法による 技術検定	一般建設機械施工		技術士法による第二次試験
二級建設機械施工（「第一種」、「第二種」）			建築士法による建築士	一級建築士
一級土木施工管理				二級建築士
二級土木施工管理（「土木」）			職業能力開発促進法による技術検定	一級とび+とび工
一級建築施工管理				二級とび+解体工事実務経験1年
二級建築施工管理（「建築」、「躯体」）				二級とび工+解体工事実務経験1年
		国土交通大臣が指定する試験	※解体工事施工技士試験合格者	

※解体工事施工技士試験は、（社）全国解体工事業団体連合会が実施する試験です。  
 ■講習等に関する問い合わせ先 （社）全国解体工事業団体連合会 TEL 03-3555-2196

### 1 次のいずれかに該当する者

- ①解体工事に関して、学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業後4年以上、または、同法による大学もしくは高等専門学校を卒業後2年以上の実務経験を有する者で、在学中に（注1）の学科を修めた者

＜省令第7条第1項第1号イ該当＞

- ②解体工事に関して、8年以上の実務経験を有する者

＜省令第7条第1項第1号ロ該当＞

- ③ 1級建設機械施工管理技士・2級建設機械施管理工技士（「第一種」又は「第二種」に限る。）  
 1級土木施工管理技士・2級土木施工管理技士（「土木」に限る。）  
 1級建築施工管理技士・2級建築施工管理技士（「建築」又は「躯体」に限る。）

＜省令第7条第1項第1号ハ該当＞

- ④ 1級建築士・2級建築士      ＜省令第7条第1項第1号ニ該当＞

- ⑤職業能力開発促進法による技能検定（検定職種）

◇1級の「とび」もしくは「とび工」に合格した者

◇2級の「とび」もしくは「とび工」に合格した後、解体工事に関して1年以上の実務経験を有する者      ＜省令第7条第1項第1号ホ該当＞

- ⑥技術士（「建設部門」に限る。）      ＜省令第7条第1項第1号ヘ該当＞

(注1) 定められた学科とは…

- 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）に関する学科
- 建築学 に関する学科
- 都市工学 に関する学科
- 衛生工学 に関する学科
- 交通工学 に関する学科

2 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は指定した講習を受講した者

- ①解体工事に関して、学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業後3年以上、または、同法による大学もしくは高等専門学校を卒業後1年以上の実務経験を有する者で、在学中に（注1）の学科を修めた者

<省令第7条第1項第2号イ該当>

- ②解体工事に関して、7年以上の実務経験を有する者

<省令第7条第1項第2号ロ該当>

指定講習…（公社）全国解体工事業団体連合会が実施する「解体工事施工技術講習」

※（株）日本解体工事技術協会が発行した修了証も有効

（平成20年12月31日登録講習廃止）

3 国土交通大臣が指定する試験に合格した者 <省令第7条第1項第3号該当>

指定試験…（公社）全国解体工事業団体連合会が実施する「解体工事施工技士試験」

※（株）日本解体工事技術協会が発行した合格証も有効

（平成20年12月31日登録試験廃止）

4 国土交通大臣が、1～3に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者 <省令第7条第1項第4号該当>

(注1) 定められた学科とは…

- 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）に関する学科
- 建築学 に関する学科
- 都市工学 に関する学科
- 衛生工学 に関する学科
- 交通工学 に関する学科

## 10 行政書士による代理申請等にかかる取扱いについて

解体工事登録における行政書士法に基づく行政書士の代理申請等については、次のとおり取り扱うものとします。

### 〔1〕代理申請

#### 1 委任状について

- ①行政書士が代理人として記名のうえ、代理申請する場合は、必ず委任状（写し可、押印の有無は問いません）を添付してください。
- ②委任状の様式は任意ですが、11 ページを参考に、申請、修正、受領等の委任の範囲について具体的に記載してください。
- ③委任状の日付は各申請・届出の日から3ヶ月以内のものとしてください。
- ④委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
- ⑤疑義が生じた場合には本人への確認を行う場合がありますので、ご了承ください。

#### 2 解体工事業登録申請書（別記様式第1号）の記載について

行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第9条第2項の規定に基づき、書類作成者として、申請書（余白でも可）に行政書士名を記名の上、行政書士職印をしてください。その際、申請者名（法人である場合は法人名及び代表者名）は必ず記載してください。

### 〔2〕書類の作成代行について

書類の作成代行を行った場合は、申請書（余白でも可）に書類作成者として、行政書士名を記名の上、行政書士職印をしてください。

この際、委任状の提出は要しませんが、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことは出来ません。

**注）本人による申請及び法律に定めのある場合を除き、行政書士または行政書士法人でない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことはできませんので、ご注意ください。**

## 委任状(例)

### 委任状

代理人 住所 三重県津市〇丁目〇ー〇

氏名 行政書士 〇〇 〇〇

(行政書士会登録番号 ●●●●●●●●●●)

電話 〇五九ー二二四ー●●●●

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

#### 委任事項 (記載例)

1 「解体工事業登録」の場合

解体工事業登録に関する申請書類作成及び申請代理、訂正・補正、登録通知書の受領等

2 「変更等の届出」の場合

建設リサイクル法の規定に基づく解体工事業登録の変更等の届出に関する書類作成及び提出、訂正・補正、副本の受領等

3 「廃業等の届出」の場合

建設リサイクル法の規定に基づく解体工事業登録の廃業等の届出に関する書類作成及び提出、訂正・補正、副本の受領等

令和〇年〇月〇日

委任者

営業所所在地 三重県津市〇丁目〇ー〇

商号又は名称 株式会社 三重解体

代表者氏名 三重一郎

#### 〔記載要領〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載すること。
- 2 押印の有無は問いません。
- 3 申請書等の正本に委任状の原本を添付し、副本に委任状の写しを添付すること。
- 4 申請書提出の際は、行政書士証票（申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証）を提示若しくは写しを提出すること。